

議会改革推進特別委員会協議事項（R 8 . 8 . 2 4）

1. 政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について

※参照 資料①

○正副委員長案のとおり改正することについて。

2. 検討項目に関する作業部会からの報告及び協議について

○①予算と決算の連動について、⑱議会からの予算要求の仕組み化について

○太田委員より報告。

○提言をする方向でこのまま議論を進めるのかどうかも含めて協議。

※検討にあたっての留意事項

- ・ 提言内容を協議するための日程を別途設けることについて
- ・ 政策提言のテーマの設定方法やレベル感をどうするのか
- ・ 政策提言の決定方法について（全会一致、過半数議決）
- ・ 委員間討議の活用方法について
- ・ 提言を次年度予算に反映させるために提言を提出する時期の調整について
- ・ 9月定例会で行った提言がどのように予算に反映されているかをチェックする方法、3月定例会のスケジュールについて

○②補正予算における予算説明調書の作成と提出について

※参照 資料②、③

○白川委員より報告。

【正副委員長案】

○前回の委員会で、調書の提出を求めないとしていた1番と2番については、内容によっては調書を提出していただくほうがよいのではないかと
いう御意見があったことから、資料③のとおり、1番と2番のうち調書
を出していただく分を※印で表している。

○それ以外の番号を振っているものについては、補正の調書作成の対象外
となっている。

○正副委員長案のとおり、補正予算に係る調書の作成依頼を議長を通じて
行うことについて。

○⑭委員会における議員間討議の活性化について

※参照 資料④

○佐野委員より報告。

○アンケートを実施すること 及び 9月～11月までの議員間討議の
試行実施の継続、以上2点について協議、決定。

○アンケート内容、実施時期（9月定例会の前に実施するか、9月定例会
の後に実施するか）について協議、決定。

○⑪議案審査について

※参照 資料⑤

○前回の委員会で白川委員より要求のあった資料について、補正予算や決算認定の議案に多くの質疑が集まる一方、それ以外の議案についてはまばらな印象であり、すべての議案について必ずしも質疑されているとは言えない状態である。

○1 議案ごとに審査することについて協議。

○⑫3月議会における予算決算委員会の審議の進め方について

※参照 資料⑥、⑦

○アンケート結果を踏まえ作成した正副委員長改正案について協議、決定。

○④地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について

※参照 資料⑧～⑪

○下村委員より報告。

○報告いただいた内容について、協議。

○⑥議員報酬について

※参照 資料⑫、⑬

○下村委員より報告。

○答申を踏まえ、協議。

○⑰SNSの利用について

※参照 資料⑭

○下村委員より報告。

○本ガイドラインについては、一度決定いただいたが、議員を対象にしたガイドラインの説明会において、御意見が寄せられたことから、改めて御協議をいただく。

○正副委員長改正案について協議、決定。

3. ロードマップについて

○本日の協議により終了した項目について、ロードマップの整理

○次回の作業部会で御協議いただく項目について

・協議の開始を延期している3項目

③の市長等の事務の執行における監視及び評価について、

⑬の本会議質問における時間計測方法について、

⑮の議会制度、通年議会について、また年間スケジュールの
固定化について

・10月、11月、12月から協議を開始するとしている項目

⑤政務活動費について

⑦議員定数について

⑧議選の監査委員について

⑳奈良市議会議員の資産公開について

○これらのうち、⑤と⑳については、⑥議員報酬の議論を終えてから協議を開始するとしているため、⑤と⑳を除く5項目について協議を開始することについて。

4. その他

○中間報告について

- ・ 9 月定例会において、本委員会の中間報告を書面で提出させていただく。
内容は正副委員長に御一任いただく。

○次回の本委員会の開催日については改めて調整する。